

2025年4月1日

特別教育修了者の所属企業様各位

一般社団法人全国圧入協会  
会長 森 致光

## 特別教育修了証(カード)の無償再交付のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会が実施する杭圧入引抜機及び硬質地盤圧入機の特別教育において、これまで交付した特別教育修了証(カード)を、下記のとおり無償にて再交付することとしましたので、ご案内申し上げます。

次ページの「再交付の経緯について」をご確認いただき、この機会に是非、無償再交付のご申請をいただきますようお願い申し上げます。

なお、これまでに交付済の特別教育修了証が使用できなくなるものではありませんことを申し添えさせていただきます。

敬具

### 記

1. 無償再交付の申請：当協会特別教育の修了者が現在所属する企業様が申請手続きを行うものとします。
2. 申請の受付期間：2025年4月1日(火)～6月30日(月)  
※これ以降の申請は有償での再交付となります。
3. 申請方法：以下の協会ホームページのリンクから「特別教育修了証無償再交付申請書.xlsx」をご確認ください。  
<https://atsunyu.gr.jp/general/kyoikuShiken/reissue.html>

以上

本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人全国圧入協会 事務局長 戸田 健二

E-mail : [jpa@atsunyu.or.jp](mailto:jpa@atsunyu.or.jp) TEL : 03-5781-9155

## 再交付の経緯について

## 1. 旧券面の内容について

当協会の特別教育修了証(カード)は、杭圧入引抜機は1987年7月に、硬質地盤圧入機は2003年4月にそれぞれ交付を開始し、両修了証とも「労働安全衛生規則(以下、「安衛則」と言う)第36条9号の2」を記載しております。

この記載については、2015年7月16日、厚生労働省労働基準局長の通達「[基発 0716 第1号](#)」により、「硬質地盤圧入機を操作する者は、安衛則第36条第9号の3に掲げる業務に係る特別教育を修了した者(安衛則第37条により教育科目の全部又は一部を省略された者を含む。)を就かせる必要がある」ことが明確にされましたが、その後、2016年3月10日に厚生労働省労働基準局が発した「局長通達の括弧書きには、9号の2に掲げる業務に係る特別教育を修了した者が含まれているので留意されたい」との事務連絡により、法的には問題ないものとして取り扱いを受けております。

## 2. 再交付の理由

しかしながら、これまで事故等により資格の確認が必要となった際には、修了証(カード)を照査されることとなりますが、「9号の2」の記載について経緯を含めた理解が必要となるため、関係者は多くの時間と労力を費やす必要がありました。

そのため、「杭圧入引抜機の運転業務は第9号の2」、「硬質地盤圧入機の操作業務は第9号の3」であることを一目瞭然とするよう記載を変更し、杭圧入引抜機及び硬質地盤圧入機の2種類の特別教育修了証(カード)を1枚に統合して、無償で再交付することといたしました。

## 3. 再交付する新券面のイメージ

杭圧入引抜機と硬質地盤圧入機の場合	杭圧入引抜機のみの場合
<p><b>労働安全衛生法による特別教育修了証</b></p> <p>氏名 圧入 太郎 生年月日 1979年6月1日</p> <p>顔写真</p> <p>上の者は、労働安全衛生法第59条第3項の規定にもとづき、労働安全衛生規則第36条に掲げる次の業務の特別教育を修了したことを証します。</p> <p>杭圧入引抜機の運転業務(第9号の2に該当) 修了日: 2000年7月1日 修了番号: 特-001234 硬質地盤圧入機の操作業務(第9号の3に該当)</p> <p>交付年月日 2025年5月15日 一般社団法人全国圧入協会 印</p>	<p><b>労働安全衛生法による特別教育修了証</b></p> <p>氏名 圧入 一郎 生年月日 1987年7月1日</p> <p>顔写真</p> <p>上の者は、労働安全衛生法第59条第3項の規定にもとづき、労働安全衛生規則第36条に掲げる次の業務の特別教育を修了したことを証します。</p> <p>杭圧入引抜機の運転業務(第9号の2に該当) 修了日: 2005年5月1日 修了番号: 特-005678</p> <p>交付年月日 2025年5月15日 一般社団法人全国圧入協会 印</p>

以上